

港北区連合町内会 3月定例会

令和6年3月22日（金）午後3時00分から
港北区役所 1、2号会議室

議題

1 消防出張所の機構改革について（事業説明）【市連会報告】[資料1]

岩佐 消防署副署長

◆ 送付資料はありません。

災害対応をはじめとした消防出張所の係機能の強化を図るため、令和6年度から4か年をかけて消防出張所（市内78消防出張所）の体制を見直します。なお、令和6年度については港北消防署は、対象となっていないのでご承知おきください。

（※令和6年度 鶴見・神奈川・西・中・南・港南の各消防署）

消防出張所の係長級（出張所長級）職員を2名体制とし、24時間の2交代制の隔日勤務とする「出張所当直係長」を導入します。これに伴い、地域担当として、毎日勤務の「地域担当職員」1名を配置します。

<現行体制>

消防出張所長（毎日勤務者）1名

<今後の体制>

- ・出張所長と同階級（係長）職員が2名。24時間交代の隔日勤務
- ・毎日勤務者として職員1名を配置

問合せ

消防局総務部企画課 担当：城田、藤田、飛塚 電話：334-6401

FAX：334-6510

メール：sy-kikaku@city.yokohama.jp

2 横浜みどりアップ計画[2024-2028]の策定について（事業説明）【市連会報告】 [資料2]

大浦 環境創造局みどりアップ推進課担当課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

本市では、「緑豊かなまち横浜」を次の世代に引き継いでいくため、平成21年度から「横浜みどり税」を財源の一部に活用した「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

3期目となる現行計画は、今年度末に終了しますが、この度、昨年12月の横浜みどり税条例一部改正の議決を受け、4期目となる「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」を策定しましたので報告します。

5か年の目標

計画の理念のもと、2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までの5か年の目標を、次のとおりとします。

1. 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します

緑地保全制度による指定が進むことで樹林地の担保量が増加、水田の保全面積を維持、市街地で緑を創出する取組が進展 など

2. 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます

森の保全管理など緑の多様な役割や機能を発揮する取組の進展、緑や花の創出により街の魅力・賑わいが向上 など

3. 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します

森に関わるイベントや農作物の収穫体験、地域の緑化活動など、市民や事業者が緑に関わる機会が増加 など

横浜みどりアップ計画 2024-2028

検 索



問合せ

ア 計画全体に関すること

環境創造局政策課 電話：671-4214 FAX：550-4039

メール：ks-mimiplan@city.yokohama.jp

イ 計画の各事業に関すること

環境創造局みどりアップ推進課 電話：671-2712 FAX：224-6627

メール：ks-midoriup@city.yokohama.jp

3 補助金等申請関係（情報提供）

岸本 地域振興課長

◆ 資料は合同メールで自治会町内会長あて送付します。

【対象：自治会町内会等】

番号	補助金等名称	提出期限	担当課	変更箇所
3-1	現況届	4月30日	地域振興課	特になし
	地域活動推進費 防犯灯維持管理費	<u>6月28日</u> ※		電子申請での提出も可能
3-2	町の防災組織活動費補助金	<u>6月28日</u> ※	総務課	特になし
3-3	LED防犯灯事業	5月31日	地域振興課	付替制度の追加
3-4	防犯カメラ設置補助	7月31日	地域振興課	特になし

※昨年より期限が早くなっています。ご注意ください。

3—1 令和6年度自治会町内会現況届及び地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金申請書類の提出について [資料3—1]

岸本 地域振興課長

令和6年度自治会町内会現況届と地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金書類一式を送付しますので、ご提出をお願いします。

(1) 現況届及び補助金申請について

ア 提出期限

4月30日(火)(現況届)

6月28日(金)(補助金関係書類) ※コロナ禍前の期間に戻ります。

イ 申請書類等のダウンロード

申請書類等は、港北区役所ホームページからダウンロードが可能です。

(3月末ごろにアップロードします。)

港北区 地域活動推進費 で検索できます。

(2) 申請方法について

今年度から郵送やEメールによる申請以外に、電子申請による受付も開始します。なお、区役所窓口にて申請される場合は、円滑な受付のため事前のご連絡をお願いします。業務時間外(17時15分以降)の提出・相談についても、個別に調整いたします。

(「町の防災組織活動費補助金」についても受付、説明いたします。)

(3) 相談・提出先(提出：郵送、Eメール、電子申請、またはご持参)

〒222-0032 港北区大豆戸町26-1

港北区地域振興課地域活動係 電話：540-2234 / Fax：540-2245

メール：ko-jichikai@city.yokohama.jp

電子申請：

令和6年度港北区地域活動推進費補助金

検 索



(4) その他

令和6年度の申請を行わない場合も、令和5年度に申請を行った団体につきましては、実績報告書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

3—2 町の防災組織活動費補助金申請書類の提出について [資料3—2]

吉田 総務課長

令和6年度町の防災組織活動費補助金申請書類及び令和5年度町の防災組織活動費補助金実績報告書類一式を送付しますので、ご提出をお願いします。

(1) 事業概要

自治会町内会が結成する「町の防災組織」が行う防災訓練や防災資機材の購入等の活動を支援するため、1世帯あたり160円の活動費を補助します。

(2) 書類作成にあたって

ア 区役所地域振興課に提出いただいた自治会町内会の予算・決算書類(事業計画書・収支予算書・事業実績報告書・収支決算書)・団体の規約(昨年度提出分から変更があった場合のみ)・口座振替依頼書を併用できますので、町の防災組織活動費補助金の添付資料とし

て省略いただいても構いません。

※申請書、報告書と合わせて、上記の添付書類等が揃うことで申請受理となります。

イ 区役所地域振興課に予算・決算書類を提出していない自治会町内会等の方は、別途に予算・決算書類の提出が必要になります。

ウ 町の防災組織活動費補助金の申請金額及び支出金額と、団体の収支予算書及び決算書の「町の防災組織活動費」の金額との整合性を取ってください。

(3) 申請書類等のダウンロード

申請書類等は、港北区役所ホームページからダウンロードが可能です。

港北区 町の防災組織活動費補助金で検索できます。

(4) 提出期限：6月28日（金）

(5) 相談・提出先（提出：郵送、Eメールまたはご持参）

〒222-0032 港北区大豆戸町26-1

港北区総務課庶務係防災担当 電話：540-2206 / Fax：540-2209

メール：ko-bousai@city.yokohama.jp

(6) その他

令和6年度の申請を行わない場合も、令和5年度に申請を行った団体につきましては、実績報告書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

3-3 令和6年度LED防犯灯事業について【市連会報告】[資料3-3]

岸本 地域振興課長

LED防犯灯の見守り等についてご協力をお願いします。また、地域で必要な場所に防犯灯の設置を希望する際の申請手続き等についてご案内します。

(1) 令和6年度のLED防犯灯の整備について

ア 電柱へのLED防犯灯の新設：全市で144灯（昨年度：180灯）

イ 鋼管ポールLED防犯灯の新設：全市で10灯（昨年度：18灯）

(2) LED防犯灯の新設について

ア 自治会町内会からの申請に基づき設置を行います。

イ 設置場所の選定は、多くの地域の方が通行する道路を照明する場所とし、周囲に明かりが無く防犯上不安のあるところを選定してください。

(3) 「付替制度」の利用について

周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく十分な明るさを確保できるようになった場所がある場合（※）は、その場所の市管理防犯灯を撤去し、代わりに明かりが必要な場所の電柱に灯具を再設置する「付替制度」を整えました。この制度を利用することで、新設予定数（電柱共架型144灯）とは別枠で設置できるというメリットがありますので、積極的なご検討をお願いします。

※十分な明るさを確保できるようになった場合の例

・防犯灯の近くに、明るい道路照明が設置された

・マンションや24時間営業の店舗ができ、周辺が十分に明るくなった 等

(4) 申請書類および提出期限について

ア 申請書類

申請書類等は、港北区役所ホームページからダウンロードが可能です。

港北区 防犯灯 で検索できます。

イ 提出期限：**5月31日（金）**

ウ 相談・提出先（提出：郵送、Eメールまたはご持参）

〒222-0032 港北区大豆戸町2-6-1 港北区役所地域振興課地域活動係

電話：540-2234 / Fax：540-2245

メール：ko-bouhan@city.yokohama.jp

※ 「横浜市防犯灯設置基準」に基づき設置します。申請場所が設置基準を満たさない場合は設置できませんので、ご了承ください。

(5) その他

防犯灯の見守りについては、電気料金の支払い及び故障時の修繕などの管理は横浜市が行い、日常の見守り（故障の発見及び連絡、繁茂した草木の除去等）は、引き続き自治会町内会の皆様に行っていただきます。

※ 故障等がございましたら、下記連絡先までご連絡ください。

港北区地域振興課 電話：540-2234

市民局地域防犯支援課 電話：671-3709

3-4 地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ【市連会報告】[資料3-4]

岸本 地域振興課長

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和6年度も実施します。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、「申請の手引」をお取り寄せいただき申請書類を地域振興課までご提出ください。

(1) 制度の概要

申請書及び添付書類の提出期限：令和6年7月31日（水）必着

申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

横浜市 地域防犯カメラ設置補助金 で検索できます。

(2) 申請について

ア 提出について

- ・各区地域振興課（持参または郵送）
- ・横浜市電子申請・届出システム(右の二次元コードよりアクセス)



イ 申請書類について

- ・申請書（第1号様式）、見積書、収支計算書（第2号様式）
- ・設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、電柱への設置に関する協議書

※ 過去に申請したことがある場合は申請書類の一部を省略できます。

詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください。

(3) スケジュールについて

令和6年3月～	・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)
7月31日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
9月頃	・補助金交付決定(横浜市から交付、不交付の決定を通知します) ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和7年2月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3月頃	・補助金交付

(4) 補助条件

ア 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等を撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラ。

(設置及び運用については、総会、役員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください)

イ 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

ウ 補助対象経費

防犯カメラ等機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費

※ 電気料金、修繕、点検などの維持管理費や更新に係る費用は補助対象外

エ 補助内容

防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の10分の9

※ 補助上限額210,000円

オ 交付台数

昨年同様、地域の防犯力強化のために補助予算台数150台を維持します。

※ 昨年度申請台数：123台 設置台数：122台

(5) 相談・提出先(提出：郵送、Eメールまたはご持参)

〒222-0032 港北区大豆戸町2-6-1 港北区役所地域振興課地域活動係

電話：540-2234 / Fax：540-2245

メール：ko-bouhan@city.yokohama.jp

4 自治会町内会デジタル活用・活動拠点(会館等)に関するアンケートについて (協力依頼)【市連会報告】[資料4]

岸本 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

自治会町内会のデジタル活用に関する取組状況や活動拠点(会館等)に関する情報を把握するため、アンケートへのご協力をお願いします。いただいた回答は、今後の自治会町内会活動の支援のための施策を検討する際に、参考にさせていただきます。

(1) アンケートの内容

- ・自治会町内会のデジタル活用に関する取組状況について（2問）
 - ・自治会町内会活動の拠点（会館等）について（4問）
- （所要時間：3分程度）

(2) 実施時期

令和6年3月12日（火）から6月28日（金）

(3) 回答方法

次のいずれかの方法で、ご回答ください。

- ・電子申請システム

右の二次元バーコードから、回答フォームにお進みください。

- ・メール

回答用紙（Excel）を、以下の市WEBページからダウンロードの上、市民局地域活動推進課 sh-jichikai@city.yokohama.jp までお送りください。



（URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/tyosa.html>）

横浜市 自治会町内会調査 で検索できます。

- ・区役所地域振興課への提出

添付の回答用紙を地域活動推進費補助金の申請書類の提出時などに併せて、ご提出ください。（提出方法：窓口への持参・メール等）

(4) 問合せ

市民局地域活動推進課担当：川口、高橋、石栗 電話：671-2317

FAX：664-0734

メール：sh-jichikai@city.yokohama.jp

5 「令和6年横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について （情報提供）【市連会報告】[資料5]

吉田 総務課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和6年度もこれまでと同様に、継続して実施します。必要の際にご活用ください。

(1) 令和6年度横浜市市民活動保険補償内容（令和5年度補償内容から変更はありません）

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1名 1億円	死亡	1名 500万円
	1事故 5億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 (1名 上限500万円)
財物賠償	1事故 500万円	入院	1日 3,500円 (180日限度)
保管物賠償	1事故 500万円	通院	1日 2,500円 (90日限度)
免責金額 (自己負担額)	5,000円	手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円

※詳細はリーフレット等でご確認ください。

(2) 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、地域ケアプラザ等
※本市ホームページにも掲載します。

(3) 問合せ

市民局地域活動推進課 担当 江原、荒木 電話：671-3624
Fax：664-0734
メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

6 「相鉄・東急新横浜線沿線 花みどりスポット」冊子について（周知依頼）[資料6]
柏崎 区政推進課長

◆ 資料は地区連長に席上配布します。

2027年に旧上瀬谷通信施設でGREEN×EXPO 2027が開催されます。会場にアクセスしやすい相鉄線、相鉄線とつながる東急新横浜線の沿線区である市内7区（神奈川区、西区、保土ヶ谷区、旭区、港北区、泉区、瀬谷区）では、より一層の機運醸成を図るため、沿線の花や緑の魅力スポットを紹介する冊子「相鉄・東急新横浜線沿線 花みどりスポット」を共同作成しました。ぜひスポットを巡って様々な花や緑の魅力に触れてみてください。

(1) 配布場所

区役所、相鉄・東急新横浜線の各駅、地域子育て支援拠点等にて、3月7日から無料で配布しています。

(2) 公開場所

区ウェブサイトにてPDF版を公開しています。
右記二次元コードからご覧ください。



7 東京湾沿岸の高潮浸水想定区域の見直しについて（周知依頼）〔資料7〕

諏訪 神奈川県 県土整備局主査

◆ 送付資料はありません。

神奈川県では、台風などにより想定し得る最大規模の高潮が発生した場合に、東京湾沿岸で浸水が想定される区域（高潮浸水想定区域）を平成31年4月に指定しました。

しかし、令和元年台風第15号の影響によって、この区域を越える範囲が浸水したことを受け、国が「高潮浸水想定区域図作成の手引き」を改定しました。これに伴い、東京湾沿岸の高潮浸水想定区域の見直しを行いましたので周知いたします。

8 自衛官募集案内ポスターの掲出について（掲示依頼）〔資料8〕

鹿内 自衛隊神奈川地方協力本部 横浜地区隊長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

自衛隊神奈川地方協力本部横浜地区隊（横浜出張所）で自衛官募集案内ポスターを作成しました。少子高齢化等厳しい募集環境ですが、自衛官の募集・採用について、地域の皆様にご協力を頂きたい、当ポスターの掲示板への掲出をお願いします。

9 情報提供

岸本 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

9-1 「港北青指第50号」について [資料9-1]

9-2 「港北芸能大会」について [資料9-2]
※このチラシは各町会に3枚ずつ配布します。

10 掲示依頼

岸本 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

10 消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」について [資料10]

再掲 自衛官募集案内ポスターの掲出について [資料8]

11 行政機関からの情報提供

- (1) 港北警察署
 - ・港北区内犯罪発生状況ほか
 - ・交通事故概要
- (2) 港北消防署
 - ・港北区内の火災・救急状況について

お知らせ

自治会町内会館に、
LED照明やエアコン等の省エネ設備を導入しませんか？



3月1日から
補助金申請 受付スタート

手続きが分からない 対象製品が分からない など
お気軽にお問い合わせください。

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課（事務委託先）
045-451-7740



詳細は
「募集案内」を
ご参照ください。

[自治会町内会館脱炭素化推進事業]
事業実施主体：市民局地域活動推進課

3月の合同メールは3月25日（月）に発送します。

◆港北区連合町内会定例会の資料は、ホームページに掲載しています◆

<https://kohoku-rengou.net/>

港北区連合町内会 定例会資料

で 検索



港北区連合町内会 3月定例会 資料一覧

- 1 消防出張所の機構改革について（事業説明）【市連会報告】[資料1]
- 2 横浜みどりアップ計画[2024-2028]の策定について（事業説明）【市連会報告】[資料2]
- 3-1 令和6年度自治会町内会現況届及び地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金申請書類の提出について [資料3-1]
- 3-2 町の防災組織活動費補助金申請書類の提出について [資料3-2]
- 3-3 令和6年度LED防犯灯整備事業について【市連会報告】[資料3-3]
- 3-4 地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ【市連会報告】[資料3-4]
- 4 自治会町内会デジタル活用・活動拠点（会館等）に関するアンケートについて（協力依頼）【市連会報告】[資料4]
- 5 「令和6年横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について（情報提供）【市連会報告】[資料5]
- 6 資料6はありません
- 7 東京湾沿岸の高潮浸水想定区域の見直しについて（周知依頼）[資料7]
- 8 自衛官募集案内ポスターの掲出について（掲示依頼）[資料8]
- 9-1 「港北青指第50号」について [資料9-1]
- 9-2 「港北芸能大会」について [資料9-2]
- 10 消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談リポート」について [資料10]